

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定によつて、次のとおり土地  
立入りの許可をした。

令和二年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

一〇kV特別高圧架空送電線 滝山川線N〇・八五〇九三経年鉄塔建替工事

三 立入りの目的

調査及び測量

四 立ち入ることができる土地の区域

広島市東区馬木六丁目一八八九番一、一八八九番三、馬木町字近藤磯一〇四四七番二、  
一〇四五二番五、一〇四五二番六、一〇四五二番八の二、一〇四五三番、一〇四五七番二  
九、一〇四五七番四六、一〇四五七番五八、一〇四五七番六二、一〇四五七番六三、一〇  
四五七番六四、一〇四五七番六五、字彦九郎乙一八八八番、字押ヶ谷一〇四四〇番一七、  
安佐北区落合南五丁目四二六番二、一二一五番、一二九三番、落合南町字菅本松二三八〇  
番二、二四二一番二、二四二二番、二四一七番、二四一九番二及び字真伏七五四番六地内

五 立ち入ることができる期間

令和二年一月三十日から令和三年三月三十一日まで